

規制の事前評価書要旨

【別紙4-3】

法律又は政令の名称	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律案による改正後の障害者の雇用の促進等に関する法律第74条の3第4項
規制の名称	在宅就業支援団体の登録要件
規制の区分	改正(緩和)
担当部局	職業安定局 障害者雇用対策課
評価実施時期	令和4年9月
規制の目的、内容及び必要性	<p>在宅就業支援団体の登録要件は、在宅就業障害者に対する就労支援を着実かつ適切に進めるために必要なものであるが、令和4年6月1日時点において、厚生労働大臣の認定を受けた在宅就業支援団体の数は23件に留まっている。このため、適正な業務の実施が可能であることを担保しつつ、要件を緩和することで、在宅就業支援団体の新規参入を促進し、制度の更なる活用を図ることが必要である。在宅就業支援団体の登録に当たっては、一定規模の業務を継続的に受注し、在宅就業障害者に適切に就業機会が確保されていることが必要である。このため、常時10人以上の在宅就業障害者に対して継続的に支援を実施することを要件の一つとしていたが、現状では、5人以上であればより少人数でも一定規模の業務を実施し、在宅就業障害者の就業機会が確保されると考えられる。また、労働局による定期的な業務の実施状況の確認により、団体の業務の適切性の担保が可能であることから、在宅就業障害者の人数要件を見直し、常時10人以上から常時5人以上に引き下げる。</p> <p>また、在宅就業支援団体には管理者の配置が必要であることに加え、関連業務への従事経験者を2名以上配置することも要件としているところ、今般、在宅就業障害者の人数要件を常時5人以上と現行要件の半分の数とすることを踏まえ、従事経験者の配置人数の要件を見直し、従事経験者を1名以上配置することとする。</p> <p>加えて、専任の管理者を置くこととする要件についても、在宅就業障害者のための実施業務を適正に行うにあたっては、ICT技術の発展等により、専任とせずとも、在宅就業障害者からの依頼や問題が発生した際に十分な対応ができることと見込まれることから、専任の管理者以外でも認めることとする。</p>
直接的な費用の把握	<p>登録要件の緩和のため、追加的な遵守費用は発生しない。</p> <p>厚生労働大臣の登録を受けるにあたっては、引き続き労働局において、適正に業務を実施することができるかの確認が行われるため、規制緩和による行政費用の増減は生じない。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>在宅就業支援団体の登録要件を緩和することにより、登録件数が増加すると、通勤等に困難を抱える障害者の就労機会の拡大につながる。</p> <p>また、登録要件が緩和されることで、従事経験者の確保の費用や、業務の実施にあたり必要な設備投資の費用が減少する。</p>
副次的な影響及び波及的な影響の把握	副次的な影響は想定されない。
費用と効果(便益)の把握	登録要件それ自体は維持されるため、団体の業務の適正性は担保されたまま、登録件数が増加し、その結果、障害者の就労機会の拡大が図られる。このため、便益が費用を上回ると考えられる。
代替案との比較	<p>更なる要件の緩和が選択肢として考えられる。例えば、①在宅就業支援団体が継続的に業務を行っている障害者の人数要件をさらに引き下げる、②在宅就業支援団体の業務の経験を有していなくとも業務の知識を有していると判断されれば従事経験者とする、③従事経験者以外の管理者を認める等が考えられるが、いずれも、在宅就業障害者に対する就労機会を確保するという在宅就業支援団体の業務の適切な実施を担保することが困難になるため、改正案による要件が妥当である。</p>
その他の関連事項	本改正案については、労働政策審議会障害者雇用分科会において「妥当」と認められている。
事後評価の実施時期等	法律後の施行後5年を目処として、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとするとしている。